

## (8) 土砂災害警戒時の対応 ～児童生徒在校時～

### 土砂災害警戒情報発表後の対応

発表基準

土石流と崖崩れを対象にし、大雨警報発表後に土砂災害の起こるおそれが高くなった場合に県と気象台が共同で発表する。

**土砂災害警戒区域** 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

※ 自校が土砂災害警戒区域内に所在しているか否かは、予め各市町村または県土木部砂防課もしくは最寄りの建設事務所に問合せ確認しておく。

【土砂災害警戒区域の検索】 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sabou/newmain.html>

【土砂災害危険箇所の検索】 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41045c/kikenkasyo.html>

### 1次対応

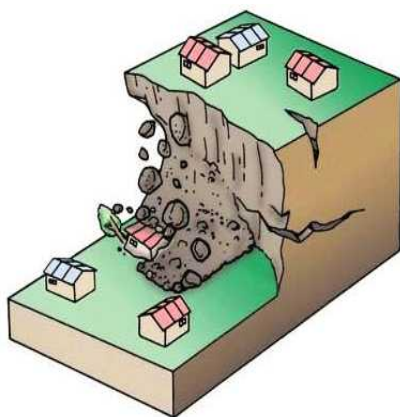
- 1 校長：児童生徒に校舎内待機を指示し、以後の教育活動の実施及び土砂災害への対応策（登下校の方法・時刻の変更）について決定し、業務の指示（2～4）及び教育委員会へ連絡
- 2 担任等：児童生徒の校舎内待機と安全指導
- 3 総務班：テレビ・ラジオ・インターネット等からの気象・防災情報の収集・整理、地域災害対策担当課、気象台、警察、消防からの情報収集
- 4 避難誘導班：交通機関の運行状況、交通状況の確認

### 2次対応

- 1 校長：業務の指示（2～6）
- 2 教頭：時系列に記録
- 3 事務長：重要書類の保管と搬出書類の準備
- 4 各担任：保護者への連絡、児童生徒へ翌日以降の連絡
- 5 総務班：教育活動変更に関する保護者向け通知作成、マスコミ等外部への対応
- 6 避難誘導班：児童生徒への下校指導（気象・防災情報、土砂災害発生時の留意点）、待機児童生徒の引渡し

引渡し

### がけ崩れ

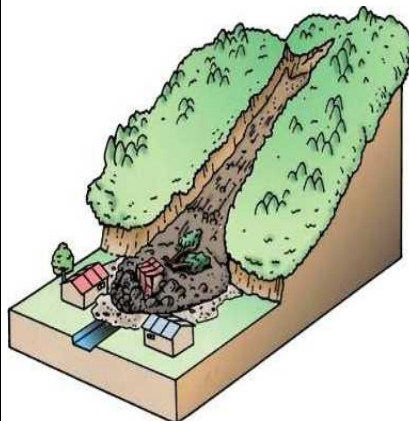


降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象  
 （降雨以外に、融雪および地震が原因となって発生することもある。）

#### 【前兆現象】

- がけに割れ目が見える。
- がけから水が湧き出る。
- がけから小石がパラパラと落ちてくる。
- 木が揺れたり傾いたりする。

### 土石流

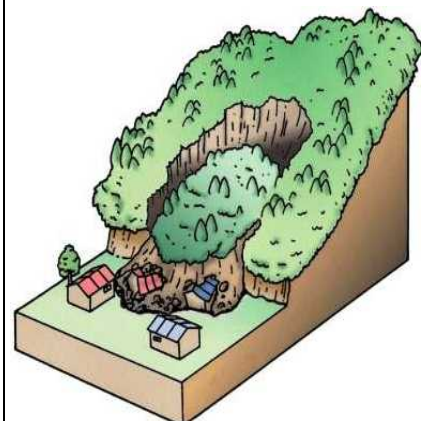


山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象

#### 【前兆現象】

- 山鳴りや異常な臭いがする。
- 急に川や沢の流れが濁り流木が混ざって流れてくる。
- 雨が降り続けているのに川や沢の水位が下がる。

### 地すべり



雨水や雪どけ水が地中の粘土のようなすべりやすい地層にしみ込んで、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって斜面下方に移動する現象

#### 【前兆現象】

- 沢や池の水が濁ったり、減ったりする。
- 地面にひび割れができる。
- 斜面から水が噴き出す。
- 山の木が裂ける音がある。

※ 土砂災害防止法に基づく。

避難勧告等発令後の対応

発令基準

居住地域に重大な被害を及ぼす土砂災害が発生するおそれがあると予想される場合に各市町村が発令する。

(市町村災害対策本部から指示・伝達)



※ 市町村によって、発令基準や指示・伝達の方法が異なるので、学校が所在する市町村役場の担当部局に問合せ確認しておく。

避難の指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難経路確認担当者は安全確認し教頭へ報告</li> <li>○校長は避難経路、避難場所、避難開始を教頭へ指示</li> </ul>
-------	---



避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教師は出席簿を携帯し、児童生徒の誘導</li> <li>○教師から児童生徒への指示（頭部保護、あわてない、押さない、しゃべらない等）</li> <li>○気象・防災に関する情報収集のためラジオ等を持参</li> <li>○地域住民等が避難してきた場合は、一緒に避難誘導</li> <li>○第1次避難場所で危険な場合は、第2次避難場所に速やかに移動</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>降雨の状況や学校周辺の地形及び校舎の構造等を総合的に判断し第1次避難場所として土砂流入に耐えうる高層階への垂直避難も選択肢として考慮する。</p> </div>
----	--



避難場所での対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>○担任は人員を確認し、教頭へ報告</li> <li>○養護教諭は負傷者への対応</li> </ul>
----------	---



災害対策本部の設置	○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認
-----------	---------------------------



1 次 対 応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長：業務の指示（以下2～4）</li> <li>2 総務班：児童生徒の安否状況の把握、時系列記録、災害情報の集約（ラジオ等から気象・防災に関する情報、各班からの報告）</li> <li>3 避難誘導班：待機児童生徒の安全確保、健康観察、通学路の状況調査</li> <li>4 救護班：負傷者への対応、救急隊への引渡し、保護者への緊急連絡</li> </ol>
------------------	--



2 次 対 応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長：各班の報告から、翌日以降の教育活動を実施するかどうするかを決定し、業務の指示（以下2～5）及び教育委員会へ被害状況報告</li> <li>2 総務班：保護者向け情報の災害用伝言ダイヤル録音、マスコミ等外部への対応</li> <li>3 避難誘導班：道路状況と交通機関の運行状況を踏まえ、下校させる児童生徒に対し安全指導、避難場所に待機させる児童生徒に対し保護者への連絡と引渡し</li> <li>4 救護班：負傷者への対応、救急隊への引渡し</li> <li>5 消火・施設点検班：危険箇所の立入禁止等危険回避措置</li> </ol>
------------------	---



保護者への引渡し	※引渡し完了後、本部長へ報告
----------	----------------